

旧	新
<p style="text-align: center;">貿易一般保険約款</p> <p style="text-align: right;">平成13年4月1日 01-制度-00001 沿革 平成14年2月1日 一部改正 平成15年3月14日 一部改正 平成15年9月24日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(免責)</p> <p>第8条 日本貿易保険は、第21条第3項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 <u>第3条第1号又は第3号のてん補危険の場合にあっては、被保険者等又は輸出契約等の相手方(第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由に係る場合を除く。)</u>の故意又は重大な過失により生じた損失</p> <p>二 <u>第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合にあっては、被保険者等の故意又は重大な過失により生じた損失</u></p> <p>三 貨物の滅失、き損、だ捕、その他貨物について生じた損失(共同海損、救助料その他海上保険によって通常てん補される損失を含む。)</p> <p>四 被保険者による法令(外国の法令を含む。)違反によって取得された輸出契約等に係る債権について生じた損失</p> <p>五 第11条第1項各号に規定する保険責任の開始日前に発生した第4条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失</p> <p>(保険金不払、保険金返還)</p> <p>第9条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 <u>第3条第1号又は第3号のてん補危険の場合にあっては、被保険者等又は輸出契約等の相手方(第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由に係る場合を除く。)</u>の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じたとき。</p> <p>二 <u>第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合にあっては、被保険者等の過失(重大な過失を除く。)</u>により損失が生じたとき。</p> <p>三 被保険者等が故意又は過失により、事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき。</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険約款</p> <p style="text-align: right;">平成13年4月1日 01-制度-00001 沿革 平成14年2月1日 一部改正 平成15年3月14日 一部改正 平成15年9月24日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 <u>平成17年9月 日 一部改正</u></p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(免責)</p> <p>第8条 日本貿易保険は、第21条第3項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 被保険者等の故意又は重大な過失により生じた損失</p> <p>二 貨物の滅失、き損、だ捕、その他貨物について生じた損失(共同海損、救助料その他海上保険によって通常てん補される損失を含む。)</p> <p>三 被保険者による法令(外国の法令を含む。)違反によって取得された輸出契約等に係る債権について生じた損失</p> <p>四 第11条第1項各号に規定する保険責任の開始日前に発生した第4条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失</p> <p>(保険金不払、保険金返還)</p> <p>第9条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 被保険者等の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じたとき。</p> <p>二 被保険者等が故意又は過失により、事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき。</p>

四 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。

以下（略）

附則

この約款は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成14年4月1日から実施する。

附則

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附則

この改正は、平成15年10月1日から実施する。

附則

この改正は、平成16年10月1日から実施する。

附則

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。

以下（略）

附則

この約款は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成14年4月1日から実施する。

附則

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附則

この改正は、平成15年10月1日から実施する。

附則

この改正は、平成16年10月1日から実施する。

附則

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附則この改正は、平成17年10月1日から実施する。